



# 鳥取県公報

平成16年11月26日(金)  
号外第179号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>条 例</b>	不動産登記法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(58)(総務課)..... 1
	労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(59) (労働雇用課)..... 2
	鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(60)(障害福祉課)..... 6
	鳥取県自然環境保全条例の一部を改正する条例(61)(環境政策課)..... 6
	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(62)( )..... 7
	鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(63)(都市計画課)..... 8
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(64)(審査指導室)..... 9

## 条 例

不動産登記法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第58号

不動産登記法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1~32 略		1~32 略	
33 不動産登記法(平成16年法律第123号)第116条第2項の規定による登記の嘱託のうち、32の項に規定する事務に係るもの	各市町村	33 不動産登記法(明治32年法律第24号)第30条の規定による登記の嘱託のうち、32の項に規定する事務に係るもの	各市町村

34～48 略

34～48 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(新設法人等の届出) 第62条 略 2 前項の届出をする場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 略 (2) <u>登記事項証明書</u> 3～5 略	(新設法人等の届出) 第62条 略 2 前項の届出をする場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 略 (2) <u>登記簿謄本</u> 3～5 略

(米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正)

第3条 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和45年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第16条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 登記地積 この条例の施行の日現在における不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第9号に規定する登記簿(以下「 <u>登記簿</u> 」という。)に記載された宅地の地積をいう。 (4) 登記権利地積 この条例の施行の日現在における <u>登記簿</u> に記載された所有権及び地役権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積をいう。 (5)及び(6) 略	(定義) 第16条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 登記地積 この条例の施行の日現在における不動産登記法(明治32年法律第24号)第14条に規定する <u>土地登記簿</u> (以下「 <u>土地登記簿</u> 」という。)に記載された宅地の地積をいう。 (4) 登記権利地積 この条例の施行の日現在における <u>土地登記簿</u> に記載された所有権及び地役権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積をいう。 (5)及び(6) 略

附 則

この条例は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日から施行する。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第59号**

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 知事等 知事、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項その他の法令の規定によりこれらの権限に属する事務の委任を受けた者をいう。</p> <p>(4)~(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 知事等 知事、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、<u>地方労働委員会</u>、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項その他の法令の規定によりこれらの権限に属する事務の委任を受けた者をいう。</p> <p>(4)~(8) 略</p>

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、<u>労働委員会</u>、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。</p> <p>(3)~(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、<u>地方労働委員会</u>、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。</p> <p>(3)~(6) 略</p>

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第3条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、<u>労働委員会</u>、収用委員会、海</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、<u>地方労働委員会</u>、収用委員会、</p>

区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社をいう。 2 略	海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社をいう。 2 略
---	--

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前							
別表(第1条、第2条関係)						別表(第1条、第2条関係)							
区分	鉄道賃	船賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)	区分	鉄道賃	船賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
				甲地方	乙地方						甲地方	乙地方	
略						略							
略						略							
労働委員会の委員						地方労働委員会の委員							
労働委員会のある職員						地方労働委員会のある職員							
略						略							
略						略							
備考 略						備考 略							

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第1条、第2条、第3条、第4条関係)		別表(第1条、第2条、第3条、第4条関係)	
区分	報酬又は給料の額	区分	報酬又は給料の額
略		略	
労働委員会の委員	略	地方労働委員会の委員	略
略		略	

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

第6条 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局、病院局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 9人</p> <p>(7)~(11) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局、病院局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 地方労働委員会の事務局の職員 9人</p> <p>(7)~(11) 略</p> <p>2 略</p>

(雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例の一部改正)

第7条 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(職員の定数の特例)</p> <p>第16条 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加えて、次の表の左欄に掲げる職員(同条例第1条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)を同表の右欄に定める人数の範囲内で置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1)~(4) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 労働委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>(6)~(9) 略</td> <td></td> </tr> </table>	(1)~(4) 略		(5) 労働委員会の事務局の職員	1人	(6)~(9) 略		<p>(職員の定数の特例)</p> <p>第16条 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加えて、次の表の左欄に掲げる職員(同条例第1条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)を同表の右欄に定める人数の範囲内で置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1)~(4) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 地方労働委員会の事務局の職員</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>(6)~(9) 略</td> <td></td> </tr> </table>	(1)~(4) 略		(5) 地方労働委員会の事務局の職員	1人	(6)~(9) 略	
(1)~(4) 略													
(5) 労働委員会の事務局の職員	1人												
(6)~(9) 略													
(1)~(4) 略													
(5) 地方労働委員会の事務局の職員	1人												
(6)~(9) 略													

## 附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第60号

鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和47年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第24条第3項の規定に基づき、鳥取県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第27条第3項の規定に基づき、鳥取県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

第2条 鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、鳥取県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第24条第3項の規定に基づき、鳥取県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）第2条の規定の施行の日から施行する。

鳥取県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第61号

鳥取県自然環境保全条例の一部を改正する条例

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定) 第21条 略 2 次の各号に掲げる区域は、緑地環境保全地域の区域に含まれないものとする。 (1)~(3) 略 (4) <u>都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u> 3 略	(指定) 第21条 略 2 次の各号に掲げる区域は、緑地環境保全地域の区域に含まれないものとする。 (1)~(3) 略 (4) <u>都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第3条第1項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u> 3 略

附 則

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行する。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第62号**

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(廃棄等の届出) 第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 (1)~(3) 略 (4) 法人が <u>破産手続開始</u> により解散したとき。その破産管財人 (5) 法人が合併又は破産手続開始以外の理由により解散したとき。その清算人	(廃棄等の届出) 第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号の <u>一に</u> 該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 (1)~(3) 略 (4) 法人が破産により解散したとき。その破産管財人 (5) 法人が合併又は破産以外の理由により解散したとき。その清算人

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第63号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可の特例）</p> <p>第4条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第3条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。</p> <p>（公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項）</p> <p>第6条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（使用料及び利用料金）</p> <p>第8条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第3条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第3に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は次条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（届出）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（1）法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>（4）法第27条第1項又は第2項の規定により同条第</p>	<p>（許可の特例）</p> <p>第4条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第3条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。</p> <p>（公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項）</p> <p>第6条 法第5条第2項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（使用料及び利用料金）</p> <p>第8条 法第5条第2項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第3条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第3に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第11条第2項又は次条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（届出）</p> <p>第10条 次の各号の一に該当する場合においては、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（1）法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>（4）法第11条第1項又は第2項の規定により同条第</p>



1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 略

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第12条 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

別表第2(第6条関係)

区 分		申請者の記載事項
法第5条第1項の条例で定める事項	略	
略		

別表第3(第8条関係)

区 分	単 位	使用料	
		金額	
		非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
法第5条第1項の許可	略		
略			

備考

1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第1項の許可に係る公園施設の設置及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。

2~4 略

1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 略

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第12条 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、法第23条第3項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。

別表第2(第6条関係)

区 分		申請者の記載事項
法第5条第2項の条例で定める事項	略	
略		

別表第3(第8条関係)

区 分	単 位	使用料	
		金額	
		非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
法第5条第2項の許可	略		
略			

備考

1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第2項の許可に係る公園施設の設置及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。

2~4 略

附 則

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)の施行の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第64号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（49）略</p> <p>（50）薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき 29,000円</p> <p>（51）薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新 1件につき 11,000円</p> <p>（52）～（64）略</p> <p>（65）薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>（66）薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>（66の2）～（323）略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（49）略</p> <p>（50）薬事法（昭和35年法律第145号）第5条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき 29,000円</p> <p>（51）薬事法第5条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新 1件につき 11,000円</p> <p>（52）～（64）略</p> <p>（65）薬事法施行令第3条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>（66）薬事法施行令第4条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>（66の2）～（323）略</p> <p>2 略</p>

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。